

重要事項説明書

様

本重要事項説明書は、当事業所と計画相談支援 及び 障害児相談支援に関する利用契約の締結を希望される方に対して、当事業所の概要や提供される相談支援等の内容 及び 契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。この内容は重要ですので、じゅうぶんご理解されますようお願い致します。

1 事業者の概要

名称	社会福祉法人 天摂会
所在地	岡山市東区瀬戸町瀬戸36番地1
代表者氏名	長島 正樹
設立年月日	平成8年 3月6日

2 事業所の概要

事業所の種類	事業所番号	開設年月日
指定特定相談支援事業（計画相談）	3330100722	令和元年 7月1日
指定障害児相談支援事業	3370100582	令和元年 7月1日
指定一般相談支援事業（地域移行支援）	3330100722	令和元年 7月1日
指定一般相談支援事業（地域定着支援）		令和元年 7月1日

事業所の名称	ハートフル多聞相談支援事業所
事業所の所在地	〒709-0861 岡山県岡山市東区瀬戸町瀬戸36番地1
連絡先	TEL 086-230-2250 FAX 086-952-0058
メールアドレス	heartfulsodan@tensetsukai.or.jp
ホームページ	http://www.tensetsukai.or.jp
管理者	祇園 ひろ子

3 主なサービス提供地域

岡山市全域・赤磐市・瀬戸内市・備前市・和気町（この地域以外からの相談等も承ります）

4 開設時間

開設日	月曜日～金曜日（土・日・祝 休み）
開設時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分
利用可能時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

5 職員体制

※職員の配置については、指定基準を遵守しています※

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
管理者	1			1	事業所の管理全般及び業務内容全般
相談支援専門員	1			1	計画作成・モニタリング等に係る一連の業務

6 利用できる方

障害（身体・知的・精神・難病）のある原則65歳未満の方（65歳以上でも利用できる場合があります）

7 利用料金

事業者が法律の既定に基づいて市町村から介護給付費等を受領する場合（法定代理受領）は、利用者負担はありません。（サービス等利用計画の作成、モニタリングの実施等の料金は不要です）

8 当該事業所が提供する相談支援について

当事業所は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（障害者総合支援法）及び 児童福祉法に基づく計画相談支援及び障害児相談支援を提供します。

- ① 計画相談支援 及び障害児相談支援において、保健・医療・福祉・就労支援等の障害福祉サービスを利用するために必要なサービス等利用計画 及び障害児相談支援計画等の作成を相談支援専門員の資格を持つ者に担当させます。
- ② 相談支援専門員は、障害福祉サービスが継続的かつ効率的かつ適正に利用されるよう計画を作成します。
- ③ 相談支援専門員は、立案した支援計画等に基づき、適切にサービスを提供及び利用できているか、新たな課題が発生していないか等、本人の意向を確認しながら評価を行います。（モニタリングといいます）

9 支援計画作成 及びモニタリング実施における過程

I：相談支援専門員は、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族と面談を行い、利用者の心身の状況、環境、日常生活全般の把握、障害福祉サービスの利用意向等の評価をし、解決すべき課題等を把握します。

II：利用者等の意向 及び本人の意思決定を尊重した計画を基本とします。解決すべき課題等に対する障害福祉サービス（フォーマルサービス）やその他のサービス等（インフォーマルサービス）を検討し、総合的な援助の方針、提供目的、本人の役割、計画達成時期、モニタリング（計画の評価・見直し）期間等を決定したうえで支援計画案を作成します。

III：当該支援計画案等の内容について、利用者及びその家族に説明し、同意を得たうえで交付します。

IV：当該支援計画案等をもとに、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画を作成し、障害福祉サービス提供機関及び関係各機関との担当者会議を開催し、利用者及びその家族の同意を得たうえで、行政に報告、支援計画等を提出します。

V：決定されたモニタリング月を基本に継続的にモニタリングを実施します。（8項③参照）必要に応じて当該計画の変更、中止、サービス提供事業所との連絡調整、行政等への確認その他の便宜の提供を行います。また、利用等の状況に著しい変化が見られた場合には、利用者等の居宅等を訪問し、面談等を実施します。

VI：その他、本人が希望する生活を実現するために必要な便宜については、法や制度に基づき、適切に提供します。

10 利用者の記録や情報の管理、提示について

関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じて（開示申請書への記入が必要でず）その内容を開示します。開示に必要な複写料などの諸費用は利用者負担となります）

11 苦情等の受付について

計画相談支援及び障害児相談支援 及び一般相談支援のサービスに対する苦情やご意見等は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情対応窓口	管理者 祇園 ひろ子
受付時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分
連絡先	086-230-2250

- ※ 岡山県運営適正化委員会
岡山市北区南方2-13-1 きらめきプラザ内 086-226-9400
- ※ 岡山市事業者指導課
岡山市北区大供3-1-18 086-212-1013

12 虐待の防止について

利用者及び家族の虐待、その他の虐待情報について、法令に基づき通報義務を遵守します。また、虐待防止の啓発・普及のための研修や活動実施に努めています。

重要事項説明承諾書

ハートフル多聞相談支援事業所が提供するサービスについて、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者 社会福祉法人 天摂会ハートフル多聞相談支援事業所
管理者・相談支援専門員 祇園 ひろ子

私は、上記の者から重要事項の説明を受け、ハートフル多聞相談支援事業所が提供するサービスについて同意しました。

令和 年 月 日

利用者氏名 印

住所 印

※児童の場合※

児童氏名 印

住所

保護者氏名